

## 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会の各分科会を構成する委員の指名について

### 1 分科会の構成する委員の指名（案）

分科会の別	第一分科会	第二分科会	特別分科会
構成する委員	いのうえ り さ こ 井上 理砂子 氏	あおやま ともこ 青山 知子 氏	あおやま ともこ 青山 知子 氏
	たかぎ けいこ 高木 啓子 氏	さ さ き たけし 佐々木 健 氏	いのうえ り さ こ 井上 理砂子 氏
	なかい よういち 中井 陽一 氏	しかない み え こ 鹿内 美恵子 氏	たかぎ けいこ 高木 啓子 氏
	ひさすえ やよい 久末 弥生 氏	なか むつみ 中 睦 氏	なかい よういち 中井 陽一 氏
	やまだ あや 山田 文 氏	なかやま しげき 中山 茂樹 氏	なかやま しげき 中山 茂樹 氏
	よこた こうへい 横田 光平 氏	やまなか みゆき 山仲 幸 氏	やまだ あや 山田 文 氏
			よこた こうへい 横田 光平 氏

### 2 関係規定等

- ・一つの分科会は、審査部会に属する委員のうちから、審査部会長が指名する者3人以上をもって構成する。(審査会条例第12条第1項)
- ・分科会長は、審査部会長が構成に加わるものにあつては、審査部会長となる。(審査会条例第13条第1項)
- ・上記以外の分科会にあつては、分科会を構成する委員のうちから審査部会長が指名する者が分科会長となる。(審査会条例第13条第1項)